

特集2

平成四年度 各所・館の事業概要及び行事予定

報提供・側面的援助をします。

二、教職員研修事業の概要

教職員の資質の向上及び教育内容、指導方法の改善充実が重要な課題

- (1) 方 法
センターでの相談
養護教育センターへ来所、あるいは、電話で行います。

年を迎えるという、話題に富む平成四年度の養護教育センターの事業概要を紹介します。

一、教育相談事業の概要

平成4年度

事業概要・他

養護教育センター

最近の養護教育界をみると、盲・聾・養護学校の児童生徒の障害は年々多様化・重度・重複化をきたし、小中学校の特殊学級は児童生徒数が減少、そして各校種にわたり情緒に障害のある児童生徒の増加傾向を示しています。

このような中、間もなく文部省の研究協力者会議より通級学級に関する最終的な報告が出される予定になつており、四年度からは、養護教育関係教員の初任者研修が本格実施されます。

また、「国連・障害年の10年」最終

心身に障害のある就学前児童、学齢児童生徒と保護者及び担任等と面接します。そして、必要に応じて専門分野からの検査を行い、子どもの状態を総合的に判断し、家庭での養育の仕方や就学等についての相談を実施します。

相談に当たつては、障害の状態や相談内容に即応した相談者を充てたり、心身障害児総合療育センターの医師との連携を図つたりして、相談者の要望にこたえていきます。

(一) 目 的

① 相談活動を通して、悩みや不安の解消を図り、子どもとその関係者の生活創造への援助を行います。

② 相談活動に当たつては、必要に応じて専門機関との連携を密接にし、心身障害児教育の内容の充実を図ります。

③ 適正な就学指導ができるよう情

- (2) 地域相談室での相談
県北・会津・浜通りにある聾学校各分校に開設しています。(表1)
(3) 巡回による相談
主として就学前の児童とその保護者を対象として、福島、会津若松、原町、いわきの四市を会場にして、七月から九月にかけて相談を行います。居住している市町村の教育委員会に、電話かはがきで申し込みます。

(三) 内 容

(表2)

表1 地域相談室設置場所

聾学校 福島分校内	〒960 福島市森合町6-34 ☎ 0245(31)5013
聾学校 会津分校内	〒965 会津若松市一箕町鶴賀字下柳原102 ☎ 0242(22)1286
聾学校 平分校内	〒970-01 いわき市平馬目字馬目崎61 ☎ 0246(34)2202